

COMPAMED「横浜パビリオン」デザイン、設営及び装飾業務
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ドイツ・デュッセルドルフで開催される医療機器技術の見本市COMPAMED「横浜パビリオン」デザイン、設営及び装飾業務委託をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 プロポーザル参加事業者の資格は、過去3年間にドイツで開催された見本市にて、国・自治体及び支援機関パビリオンのデザイン、設営および装飾に携わった実績がある業者のうち、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの項目を満たす業者とする。

- (1) 平成29・30年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録が認められているもので、次のとおり登録していること。
 - ア 所在地区分が「市内」、「準市内」であること
 - イ 企業規模が「中小企業」であること
 - ウ 「イベント企画運営等」が登録種目第1位であり、「細目A」を含むこと
- (2) COMPAMED主催業者にサービスアライアンス業者として登録があること。
- (3) 過去3年間のCOMPAMEDにて、他自治体パビリオンのデザイン、設営及び装飾に携わった実績があること。

(事業期間)

第3条 事業期間は契約を締結した日から業務委託仕様書の定める期日までとする。

(参加意向申出手続き)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第5条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第6条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとする。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施内容
- (2) 活動実績及び事業の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案

- (4) 参考見積書
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業趣旨を踏まえた提案内容
 - (2) 類似業務の受託実績
 - (3) 予算配分計画
 - (4) 実施体制
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。
 - 3 提案書の内容をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に書面により通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第9条 プロポーザルの評価にあたっては、評価委員会を設置し、提案書の評価を行う。

- 2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部長
委員 公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援担当マネジャー
公益財団法人横浜企業経営支援財団 マーケティング担当マネジャー
公益財団法人横浜企業経営支援財団 国際ビジネス支援担当マネジャー
横浜市経済局 ライフイノベーション推進課 担当課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、職務を代理又は代行する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の6/10以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 6 評価点と同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - (1) 「事業趣旨を踏まえた提案内容」の合計得点が上位の者
 - (2) 「類似業務の実績」の合計得点が上位の者
 - (3) 各委員の採点において評価項目に1点がない者
- 7 前項においても順位を決定できない場合は、評価委員会で協議のうえ決定をする。

附則

この要領は、平成29年7月21日から施行する。